

短期入所（併設型兼空床利用型）

（１）介護給付費対象サービス利用料金（１日あたり）

利用者の障害支援区分	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2 以下
福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）利用料金 ※1	9,230 円	7,840 円	6,480 円	5,830 円	5,090 円
福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）利用料金 ※2	6,020 円	5,270 円	3,180 円	2,400 円	1,730 円
加算項目				全障害支援区分共通	
食事提供体制加算（該当する方） ※収入が一定額以下の方に対して、食事を提供した場合				480 円	
栄養士配置加算（Ⅰ） ※栄養士を 1 名以上配置し、利用者の食事管理を適切に行っている場合				220 円	
短期利用加算（連続利用 30 日以内） ※利用開始から 30 日以内の期間について加算				300 円	
緊急短期入所受入加算（Ⅰ） ※初日から 7 日を限度（やむをえない事情がある場合は 14 日）				2,700 円	
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1 月あたりの報酬全体に対する割合を算定する） ※福祉・介護職員を中心として従事者の処遇改善が図られている場合				13.8%	

❖ 市町村が発行する「障害福祉サービス受給者証」に記載された利用者負担上限月額が 1 か月あたりの負担の上限額になります。利用者負担上限月額が 0 円になっている方は、介護給付費対象サービスに係る自己負担は 0 円になります。

※1・・・短期入所サービス（Ⅰ）は利用の初日、利用中及び最終日に他の日中活動系サービスを利用しない場合。

※2・・・短期入所サービス（Ⅱ）は利用の初日、利用中及び最終日に他の日中活動系サービスを利用する場合。

（２）介護給付費対象外サービス利用料金（以下のサービスについては、実費等の料金を負担していただきます。）

サービスの種類	金 額		
食事の提供①（短期入所利用の方で食事提供体制加算非該当の方 1 食あたり）	朝食	昼食	夕食
	460 円	520 円	520 円
食事の提供②（短期入所利用の方で食事提供体制加算該当の方 1 食あたり）	朝食	昼食	夕食
	260 円	320 円	320 円
水道光熱費（短期入所に係る居住費、1 日あたり）	325 円		
特別な行事食	実費		
おやつ代（週 4 回、月、水、金、土の 15 時に提供されるもの 1 回あたり）	110 円		

日常生活品等購入費（個別的で共有できないもの）	実費
創作活動に係る材料代や行事・外出に係る費用	実費
送迎サービス	送迎は行わないものとします
その他 係る費用	実費

❖ 食事提供体制加算該当の方は、補足給付がありますので食事の提供に係る費用が軽減されます。